

公立大学法人宮城大学の設立に伴う関係条例の整理等に関する条例

(職員定数条例の一部改正)

第1条 職員定数条例(昭和33年宮城県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和32年宮城県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号八を削る。

別表第3イを削り、同表口中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(一)」に改め、同表口を同表イとし、同表八中「教育職給料表(三)」を「教育職給料表(二)」に改め、同表八を同表口とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年宮城県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大学、」を削る。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年宮城県条例第128号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(一)」に改める。

第21条第1項第1号中「教育職給料表(二)又は」を削り、「教育職給料表(三)」を「教育職給料表」に改め、同項第2号及び第3号中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(一)」に改める。

第24条第1項中「教育職給料表(三)」を「給与条例別表第3に定める教育職給料表(二)」に改める。

第26条第1項中「教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)」を「教育職給料表」に改める。

(宮城大学条例の廃止)

第5条 宮城大学条例(平成8年宮城県条例第33号)は、廃止する。

(家畜伝染病予防法施行条例の一部改正)

第6条 家畜伝染病予防法施行条例(平成12年宮城県条例第70号)の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「又は宮城大学」を削る。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第7条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和51年宮城県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「県立大学の学校医等に関しては知事、大学以外の県立学校の学校医等に関しては県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第5条中「県立大学の学校医等に関しては規則で、大学以外の県立学校の学校医等に関しては」を削る。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第8条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年宮城県条例

第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)」を「教育職給料表」に、「これらの」を「当該」に改める。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第9条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年宮城県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大学,」を削る。

(県立学校条例の一部改正)

第10条 県立学校条例(昭和39年宮城県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(大学を除く。以下同じ。)」を削る。

(県立学校条例の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 県立学校条例の一部を改正する条例(平成17年宮城県条例第145号)の一部を次のように改正する。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の教育職給料表(二)の適用を受けていた職員で施行日において第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の教育職給料表(一)の適用を受けることとなるもの及び施行日の前日において改正前の条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた職員で施行日において改正後の条例の教育職給料表(二)の適用を受けることとなるものの施行日における職務の級(次項において「新級」という。)は、施行日の前日においてこれらの者が属していた職務の級と同じ職務の級とする。

3 前項の規定により新級を決定される職員の施行日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸と同じ号数の号俸とする。

4 施行日の前日において改正前の条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた職員で施行日において改正後の条例の教育職給料表(一)の適用を受けることとなるもの及び施行日の前日において改正前の条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた職員で施行日において改正後の条例の教育職給料表(二)の適用を受けることとなるものの職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成19年宮城県条例第46号)附則第9項の適用については、これらの者は、同項に規定する職員であるものとみなす。

5 第6条の規定による改正後の家畜伝染病予防法施行条例第14条第2号の規定は、施行日以後に家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第8条(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請求がなされた証明書の交付について適用する。

6 第7条の規定による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。